

(目的)

本規約は、JAなごや「ポイント制度」会員(以下「会員」という。))となごや農業協同組合(以下「当組合」という。))との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、JAなごや「ポイント制度」(以下、「ポイント制度」という。))に関する取扱いを定めたものです。

第1条 会員**(会員定義)**

会員は当組合の個人組合員、または本規約を了承のうえ、当組合のポイント制度入会に必要な所定の手続を完了した個人をいいます。ただし、所定の手続によりポイント制度を退会した組合員および会員資格が取消・喪失となった組合員を除きます。

第2条 ポイントカード(以下、「カード」という)の発行と取扱**(1) (カードの発行)**

カードは、第1条第1項の会員に対し、会員証として本人に1枚限り発行します。なお、会員が新たに組合員資格を取得した場合、または組合員資格を喪失した後も会員の希望される場合にカードを再発行します。

(2) (カードの使用者、他人への貸与等)

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

(3) (発行手数料・年会費)

入会時のカード発行手数料は無料です。また、年会費も無料です。組合員資格を取得または喪失した場合のカード再発行手数料は、旧カードがある場合は無料とし、旧カードがない場合は500円(消費税抜き)とします。

(4) (付帯機能)

カードには、JAのガソリンスタンドであるJA-SSの現金会員機能が付帯します。現金会員カードとしての利用の可否をはじめ単価やポイント獲得の有無など諸条件はJA-SSの店舗ごとに異なります。

第3条 ポイントの獲得と残高確認**(1) (ポイント獲得方法)**

ポイントは当組合の定める本支店等でポイント付与基準に該当する取引等により獲得するものとし、その種類は店頭獲得と後方付与とします。

・店頭獲得は、当組合の店舗等で取引時にポイントを獲得するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。

・後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントを付与するもので、当組合の本支店等でカードにポイントを記録することで獲得し使用可能となります。

(2) (ポイント付与基準)

獲得可能なポイントの内容、付与基準及び取扱いは、当組合が「ポイント制度ポイント基準表」に定めるものとします。ただし、「ポイント制度ポイント基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとします。

(3) (カード不携帯時の店頭ポイントの扱い)

カード不携帯であっても、精算前の会員からの申し出により、後方付与する場合があります。

(4) (ポイント残高の確認)

ポイント残高は、レシート、カードの利用が可能な店舗等、当組合本支店で確認できます。ただし、一部店舗及び事業所ではポイント残高がレシートに表示されない場合があります。

第4条 ポイントの使い方等**(1) (ポイントの使用)**

会員が獲得したポイントは、当組合の定める方法により使用することができます。ただし、使用方法については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

(2) (カード提示)

ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとします。

(3) (現金との引換)

如何なる場合もポイントは現金との引換はできません。

(4) (返品・取消時の処理)

会員が購入した商品及びサービスを会員の都合により返品・取消す場合はカードを提示するものとします。この場合、当該商品等の購入時に使用したポイントは加算し、付与したポイントは減算します。

(5) (ポイント残高がマイナスの場合の扱い)

返品時にポイントを減算する際に、すでにポイントが使用されポイント残高が不足している場合は、ポイントのマイナス相当分の現金を請求させていただく場合があります。

(6) (ポイント制度の一時停止)

コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が利用できない場合があります。

第5条 ポイントの譲渡**(ポイントの譲渡の制限)**

会員が保有するポイントは、他人に譲渡することはできません。ただし、同一世帯の会員への譲渡に限り、当組合が指定する手続により行うことができます。

第6条 ポイントの有効期限**(ポイントの有効期限)**

後方付与されたポイントは、付与された翌日から2年を経過する日以降の当組合の定める時まで獲得

しなければ失効します。

カードに記録されたポイントは、会員資格の取消・喪失、その他組合が必要と判断した場合を除き、失効しません。

第7条 カードの紛失・盗難等**(1) (紛失時の届出、再発行料)**

カードの紛失・盗難の場合は、当組合へ速やかに届出するものとします。届出により発行済みのカードを無効とし、会員が希望する場合には手数料500円(消費税抜き)でカードを再発行します。また、紛失・盗難したカードが発見された場合には、速やかに当組合に返却するものとします。

(2) (再発行時の本人確認、ポイント引継)

カード再発行に際して、当組合の定める本人確認手続により旧カードと新カードの会員が同一と認められた場合に限り、旧カードのポイントを引継ぐことができます。

(3) (免責事項)

カードの紛失・盗難・その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合やカードを用いて事業利用をした場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。

第8条 会員資格の取消・喪失**(会員資格の取消・喪失)**

会員が次のいずれかに該当した場合は会員資格を喪失します。この時、組合員でない会員はカードを当組合に返却するものとします。なお、会員資格を喪失したときは、組合員であるか否かにかかわらずポイント残高はすべて失効するものとします。

・会員が最後にポイントの獲得または使用した日の翌日から2年間を経過したとき。

・本規約に違反したとき。

・会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき。

・会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。

・会員が組合の事業、施設の利用にあたり暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき。

・会員が死亡したとき、又は会員が実在しないことが判明したとき。

第9条 届出事項の変更**(届出事項の変更)**

会員は、入会時に届出た氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届出ることとします。ただし、組合員については組合員としての届出をもってこれに替えるものとします。なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第10条 個人情報の収集・保有・利用**(1) (会員の同意)**

会員は加入にあたり、以下の第2項から第5項について同意するものとします。

(2) (情報範囲)

当組合は、当組合が以下の情報を保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

・会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に関する情報

・利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報

・JAカードに関する情報

(3) (利用目的)

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

・当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発

・当組合が取り扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案や

ご案内、及びこれらの研究や開発

(4) (法令等に基づく情報提供)

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続、又は監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(5) (個人情報の委託)

当組合は、本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第11条 退会**(退会)**

会員は、当組合に退会を申し出るとともに、組合員でない会員はカードを返却することで随時退会できるものとします。なお、退会時には、組合員であるか否かにかかわらずポイント残高は消滅するものとします。

第12条 規約の変更**(1) (規約の変更)**

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

(2) (ポイント制度の運用の中断・終了)

ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

(3) (規約変更等による免責)

第1項又は第2項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。